

日本鍼灸神経科学会定款

2018年8月15日改正

第1章 総則

第1条 名称と事務所

本会は、日本鍼灸神経科学会と称し、英文では、The Japan Acupuncture and Neuroscience Society と表記する。

本会の事務所は東京都西東京市に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 目的

本会は、鍼灸神経科学の分野における研究、技術、教育の進歩向上を通じて、国民の健康増進を図り、社会に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、次の事業を行う

- (1) 研究発表および学術講演等の開催
- (2) 内外の関連学業団体との連絡および協力
- (3) 研究・調査の推進
- (4) その他当会の目的を達成するために必要と認める事業

第3章 会員

第4条 本会の会員は次の通りとする

- (1) 会員は、はり師、灸師、医師、いずれかの資格を保有するか、同等の学識を有する者

第5条 本会への入退会は次の通りとする

- (1) 本会の趣旨に賛同し、所定の入会手続きによって登録されたものを会員とし、所定の手続きによって登録を抹消したものを退会とみなす

第4章 役員

第6条 本会には、次の役員を置く

- | | | |
|-----|-----|-----------------------|
| 会長 | 1名 | 総会において選任する |
| 副会長 | 2名 | 総会または幹事会の推薦により会長が委嘱する |
| 幹事 | 若干名 | 会員のなかより会長が委嘱する |
| 監査 | 若干名 | 総会において選任する |

第7条 役員職務について

- (1) 会長は本会を代表し、その会務を総括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のとき、又は事故あるときはその職務を代行する
- (3) 幹事は幹事会を組織し、会務を分掌し、重要事項を審議決定する。
- (4) 監査は本会の会務及び会計を監査する

第8条 役員任期について

- (1) 本会の役員任期は2年とし再任を妨げない
- (2) 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする
- (3) 役員はその任期満了後も後任者が就任するまでは、その任務を行う

第5章 会議

第9条 会議の開催について

会長または役員が必要と認めた場合、および正会員の半数以上の要請があったとき、会長が召集し議長は会長とする。

第10条 総会について

総会は年1回とし、臨時総会は必要の都度、会長が召集する
(総会の議決事項) 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 財産目録および貸借対照表に関する事項
- (4) その他業務に関する重要事項で幹事会において必要と認めるもの

第11条 議決について

- (1) 議決は出席構成員のうち正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

第6章 会計および資産

第12条

- (1) 本会の経費は事業収入(参加費)およびその他の運営資金により生じる収入をもって充てる
- (2) 資産に関しては、管理者、所在を明らかにする
- (3) 会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする

第7章 会則の変更

第13条

会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

第8章 細則

第14条

本会の運営については別に細則で定める。
細則は役員議決をもって定める。

附則 本会則は、2012年4月15日より実施する。

附則 本会則は、2016年5月15日から施行する。

附則 本定款は、2018年8月15日から施行する。